

東京都北区長 殿

事業者 住所
氏 名

北区居住環境整備指導要綱に基づく協議の申し出書

下記の建築物の建設事業について、北区居住環境整備指導要綱第4条第1項の規定により、関係図書を添えて協議を申し出ます。この申し出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1. 建物名称又は工事名 _____
2. 建設場所 [住居表示] 北区 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号
[地番表示] 北区 _____ 丁目 _____ 番地 _____
3. 用途地域 1 低層 1 中高 2 中高 1 住居 2 住居 近商 商業 準工 準工(特工) 工業
4. 主要用途 _____
5. 工事種別 新築 増築 改築 移転 用途変更 [備考] _____
6. 敷地面積 [申請部分] _____ m² [既存部分] _____ m² [合計] _____ m²
7. 建築面積 [申請部分] _____ m² [既存部分] _____ m² [合計] _____ m²
[建ぺい率]: 《計画》 _____ % 《許容》 _____ %
8. 延べ面積 [申請部分] _____ m² [既存部分] _____ m² [合計] _____ m²
9. 容積対象面積 [申請部分] _____ m² [既存部分] _____ m² [合計] _____ m²
[容積率]: 《計画》 _____ % 《許容》 _____ %
10. 集合住宅部分の面積 _____ m²(注) 注) 駐車場・駐輪場・バイク置場・その他の用途部分を除く床面積の合計
11. 建築物の高さ等 [構造] _____ 造 [階数] 地上 _____ 階 地下 _____ 階 [最高の高さ] _____ m
12. 建築物の数 [主要な建築物] _____ 棟 [附属の建築物] _____ 棟 (_____)
13. 計画住戸数 _____ 戸
14. 住戸タイプ 40 m²未満 (_____ 戸) 40～55 m² (_____ 戸) 55 m²以上 (_____ 戸)
分譲 (_____ 戸) 賃貸 (_____ 戸) 権利者用 (_____ 戸)
15. 自動車駐車場の台数 _____ 台 (必要台数 _____ 台、敷地内 _____ 台、隔地 _____ 台) [平置き _____ 台、機械式 _____ 台]
16. バイク置場の台数 _____ 台 (必要台数 _____ 台)
17. 自転車駐輪施設の台数 _____ 台 (必要台数 _____ 台) [平置き _____ 台、機械式 _____ 台]
18. 公開空地の面積等 _____ m² [公開空地率(注)] _____ % 注) 公開空地の敷地面積に対する割合
19. 壁面後退 [壁面後退距離] _____ m [壁面後退の位置] _____
20. 事業者 住所 _____
氏 名 _____ [担当者] _____
電 話 [電話] _____
21. 設計者 住所 _____
氏 名 [会社名] _____ [担当者] _____
電話・FAX [電話] _____ [FAX] _____
22. 工事予定期間等 _____ 年 月 ~ _____ 年 月 [建築確認申請予定] _____ 年 月

(別記第1号様式、別記第2号様式の裏面)

プランニングおよび協議の申し出に必要な添付図書

■プランニングおよび協議の申し出に必要な図書

【プランニングの提出（第4条関係）】

「申請書（別記第1号様式）」**1部**に、次に掲げる図書を添えて提出してください。

【協議の申し出（第4条関係）】

「協議の申し出書（別記第2号様式）」**3部**（正本1部、副本2部）に、それぞれ次に掲げる図書を添えて提出してください。

【変更の届出（第4条関係）】

協議を行った以降、当該建設事業を中止又は変更したときは、「工事中止・変更届（別記第3号様式）」を提出してください。なお、当該建設事業を変更しようとする場合は、事前に都市計画課にご相談してください。

■添付図書一覧表

図書の種類	留意事項
建築計画概要一覧表	
付近見取図	住宅地図等の写しを用いて敷地の位置関係を明示
敷地面積及び公開空地面積の求積図	
配置図	公開空地、自動車駐車場、バイク置場等を表記
各階平面図	1階平面図には配置図と同様に記載
立面図（4面以上）	ガラスの落下防止対策等を表記
断面図（2面以上）	
緑化計画平面図	みどりの条例の対象になる場合に添付
機械式駐車場のカタログ	機械式駐車施設を設置する場合に添付
生活安全条例による事前協議書の写し	
敷地及び周辺の現況写真	・遠景、近景（着工前の敷地の状況）、接道状況その他敷地及び周辺の現況がわかる写真 ・住宅地図等の写しを用いて撮影方向を明示
その他協議上必要なもの	

※委任状は添付しなくても構いません。

※協議の申し出は、建築確認申請等の申請日（許可・認定等がある場合は、当該許可・認定の申請日）の30日前までに、プランニングの提出は、協議の申し出の7日前までに、それぞれ行うことを規定していますが、円滑な協議を行うため、余裕をみて**建築確認申請等の申請日の2ヶ月程度前まで**にプランニングを提出していただくようお願いします。